

其の重要性を強調すると同時に労働争議調停法の改正に就ては、常設調停機関の設置、事前調停、強制調停の適用範囲の擴大及び調停手續の簡易迅速化を、又労働立法に関連して労働行政に於ける民間人の参加及び労働審判所の設置を提唱した。

### 労働協約法 (協調會試案)

第一條 本法に於て労働協約と稱するは労働組合及産  
備者又は其の組合間に文書と以て締結したる産備條  
件に関する契約を謂ふ

第二條 労働協約を締結したる場合は其の當事者連署  
を以て二週間以内に地方労働審判所(又は地方に於

ける労働行政を主管する官廳以下之に做ふ)に届け  
出づべし協約を變更し又は終了せしめたるとき亦同  
じ協約は届出の翌日より適用せらる

第三條 労働協約當事者又は當事者たる組合の組合員  
間の産備契約にして協約に違反するものは其の違反  
する部分に限り之を無効とす無効たる部分は協約の  
條項を以て之に代ふ

第四條 労働協約締結後加入したる組合員に對しては  
協約に別段の定めなき限り加入の日より其の效力を生  
ず

協約締結後當事者たる組合を脱退したる組合員に對  
しては協約終了に至るまで其の効力を持續す但し當